

## 京都産学公共同研究拠点「知恵の輪」設備等貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、産学公連携による共同研究と高度研究・技術人材育成等による京都の地域イノベーション推進を目的に、京都産学公共同研究拠点「知恵の輪」バイオ計測プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施するため、地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階に設置する研究機器及び付帯施設（以下「設備等」という。）の貸付に関して、京都市公有財産及び物品条例、京都市物品会計規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (設備等の利用者)

第2条 京都市長は、次の各号に定める者（以下「利用者」という。）が、共同研究、高度研究設備等の習熟及び技術者の育成を目的として利用する場合（以下「利用」という。）に設備等を貸し付けることができる。なお、設備等に空きがある場合は、単独での研究や製品開発を目的とする場合も設備等を貸し付けることができる。

- (1) 京都の研究者 京都府内に立地する大学、国立高等専門学校、専門学校、京都府・京都市の附属研究機関に所属する研究者
- (2) 国の研究者 国立及び独立行政法人である研究機関に所属する研究者
- (3) 事業者 京都の研究者及び国の研究者以外の者

2 利用者は、設備等の利用に当たって、本規程を含む関係法令及び諸規程を遵守するとともに、利用者以外の第三者への転貸及び第三者からの依頼試験、依頼分析並びにその他設備等を利用して利益を得る行為を行ってはならない。ただし、京都市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 設備等を良好な状態に保つため、京都市長は、プロジェクトの長と協議のうえ、利用者の設備等運用能力を判断することができる。

4 前項で設備等運用能力が不十分であると判断された場合は、設備等運用能力のある技術者の支援の下でなければ設備等を利用することができない。

### (設備等の管理者)

第3条 京都市長は、効率的かつ良好な設備等の運営のため、地方独立行政法人京都市産業技術研究所に設備等の管理及び運用を委託する。

### (利用時間)

第4条 設備等の利用時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、設備等の管理者が特に必要と認

めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の利用時間には、利用のために要する準備時間及び設備等の原状回復に要する時間を含む。
- 3 前2項にかかわらず、設備等の管理者は、あらかじめ利用者に周知したうえで、設備等の維持管理等を目的として、設備等の利用の一部又は全部を一定期間休止することができる。

(設備等の利用)

第5条 利用者が設備等を利用する際には、第2条各項につき事前に管理者に相談したうえで、管理者を経由して京都市長に設備等利用申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、第2条第1項に定める研究者が別表2に定める簡易利用を行う場合であって、京都市長が特に認める場合はこの限りではない。

- 2 京都市長は、管理者と協議のうえ、申請者に利用の承認を通知するものとする。

(設備等の貸付料)

第6条 利用者は、設備等の利用を終了した際には、設備等利用終了届(第2号様式)を提出しなければならない。

- 2 利用者は、設備等を利用した場合は、京都市長が特に認めるときを除き、京都市長が発行する納付書により、別表1に定める貸付料を支払わなければならない(別表2において有料とする区分に限る)。
- 3 貸付料は、別表1番号欄1から19番の設備等にあつては利用する時間数(1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げた時間数)に、番号欄20番の設備等にあつては利用する日数(1日未満の端数があるときは1日に切り上げた日数)に、それぞれ同表の貸付料欄の額を乗じた額とする。
- 4 第4条、第5条及び前3項の規定にかかわらず、京都市長は、プロジェクトの長及び管理者と協議のうえ、空き時間に他の利用者が利用できる旨を明らかにして特定の利用者に特定の設備等を長期間貸し付ける契約を締結することができる。この場合において、契約額は当該契約期間の設備等貸付料の合計額を上限として定めることができる。
- 5 既納の貸付料は、還付しない。ただし、天災、その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により、設備等の貸付ができなくなったときはこの限りでない。

(設備等貸付簿)

第7条 利用者は、設備等の利用を開始及び終了した際に、設備等利用簿(第3号様式)に必要事項を記入しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により設備等を破損、滅失又は汚損させたときは、速やかに管理者に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(暴力団員等又は暴力団密接関係者であった場合の解除権)

第9条 管理者は、利用者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当していたときは、利用を解除することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は産業観光局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

| 番号 | 設備等の名称                     | 単位 | 貸付料<br>(1時間当たり<br>※番号42を除く) | 設置場所                 |
|----|----------------------------|----|-----------------------------|----------------------|
| 1  | 液体クロマトグラフ精製装置              | 1台 | 990円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 2  | 冷却 CCD 蛍光発光撮影装置            | 1台 | 590円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 3  | マイクロプレートリーダー               | 1台 | 240円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 4  | リアルタイム PCR システム            | 1台 | 480円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 5  | AXIMA Performance/ケミカルプリンタ | 1台 | 6,240円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 6  | 分析用マイクロチップ電気泳動装置           | 1台 | 270円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 7  | ナノフロー液体クロマトグラフ分析装置         | 1台 | 970円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 8  | パッキドカラム用ガスクロマトグラフユニット      | 1台 | 120円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 9  | ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析装置     | 1台 | 1,000円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 10 | LC/MS/MS システム              | 1台 | 3,090円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 11 | キャピラリー電気泳動装置               | 1台 | 690円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 12 | SPR(表面プラズモン共鳴)相互作用解析装置     | 1台 | 3,890円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 13 | 微小酵素反応計測装置                 | 1台 | 470円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 14 | 二次元 HPLC アミノ酸及び異性体分析装置     | 1台 | 980円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 15 | 大規模タンパク質精製装置               | 1台 | 1,420円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 16 | セルソーター                     | 1台 | 3,200円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 17 | 5L ジャーフェーメンター              | 1台 | 170円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 18 | 顕微レーザーラマン分析装置              | 1台 | 2,430円                      | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 19 | フーリエ変換赤外分光光度計              | 1台 | 220円                        | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |
| 20 | 機器付属設備                     | —  | 1日 380円                     | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所7階 |

別表2(第6条関係)

| 利用者             | 目的 | 研究開発     |         |
|-----------------|----|----------|---------|
|                 |    | 大規模利用(注) | 簡易利用(注) |
| 京都の研究者<br>国の研究者 |    | 有料       | 無料      |
| 事業者             |    | 有料       |         |

注 大規模利用は、年間予算額 100 万円以上の共同研究プロジェクトとし、簡易利用とは、個人研究や予算 100 万円未満の小規模プロジェクトで利用する場合をいう。

第1号様式（第5条関係）

設備等利用申請書

|   |            |
|---|------------|
| (宛先) 京都市長   | 提出日： 年 月 日 |
| 住所<br><br>団体名・代表者氏名   |            |
| 1 利用設備  |            |
| 2 利用目的  |            |
| 3 利用期間  |            |
| 4 賃借料   |            |
| <p>京都産学公共共同研究拠点「知恵の輪」設備等貸付規程第5条第1項により，設備等の利用を申請します。</p> <p>なお，利用に当たっては，本規程を遵守するとともに，目的以外の利用は致しません。</p> <p style="text-align: center;">利用者氏名 _____</p> |            |

第2号様式 (第6条関係)

設備等利用終了届

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| (宛先) 京都市長               | 提出日： 年 月 日 |
| 住所                      |            |
| 団体名・代表者氏名               |            |
| 以下の設備等の利用が終了しましたので届けます。 |            |
| 利用設備                    |            |
| 利用者氏名 _____             |            |

